

令和5年度三木市農業活性化協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

当該地域は、全耕地面積に占める酒造好適米及び主食用米の作付面積の割合が約80%で、転換作物に占める黒大豆の面積が大きい。

農家の高齢化が進んでおり、農家戸数の減少が見られるとともに、農地については土地利用型作物を栽培する担い手への集積が進んでいる。

近年、主食用米の需要が減少する中で、他の作物の作付に転換を促進することで、水田面積の維持を図っていく必要がある。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

三木市においては、山田錦が高収益な主たる作物であり、その需要拡大のため、三木市農業振興課に設置されている「山田錦振興係」との連携を図りつつ、水稻作付面積の安定化を進める。

転換作物の作付に関しては、地域において適切な栽培を行う必要があるため、加西農業改良普及センターや農業協同組合等の助言を得ながら、見直しも行っていく必要がある。

また、三木市で定める重点振興作物と黒大豆については、市内直売所や農業協同組合等とも連携を図り、市ホームページ等も利用しつつ、市内外からの需要を呼び込むため、周知を行っていく。

令和5年度も引き続き、農業者向けの支援や新技術に関するセミナーを積極的に開催し、生産者の作業面・コスト面においての負担軽減を目指す。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

三木市は上記1で記述したとおり、酒造好適米及び主食用米の作付面積の割合が約80%であり、現状は水田を畑地化せず維持していく方針である。

一方、近年三木市において、畑地化について相談があった作物は「麦」と「タマネギ」である。

麦については、市内での需要が高まりつつあり、主食用米の作付面積の減少が求められる中で、畑地化を検討していく必要がある。

また、タマネギについては、三木市別所町の認定農業者3名を含む主たる農業者数名が地元農業協同組合と一体となり、機械化導入を含め水田での転作を進めている。今後の作付の動向を見ながら、完全な畑地化も考慮に入れ、協議会としても支援していく。

水稻以外の作物については、生産者からの畑地化の要望に応じ、必要であれば畑地化についての産地計画も作成していく必要がある。

畑作物のみを生産し続けている水田、今後も水稻作に活用される見込みがない水田については、各農会の協力を得ながら協議会が随時点検を行い、必要に応じて畑地化を促していく。

水稻作付水田と転換作物作付水田のローテーションについては、農業協同組合等とも連携を図り、農業者への周知を通じて、ローテーションの体系を構築していく。

4 作物ごとの取組方針等

市内の約2,600ha（不作付地を含む）の水田について、適地適作を基本として、産地交付金を有効に活用しながら、作物生産の維持、拡大を図ることとする。

（1）主食用米

酒造好適米、主に山田錦は、需要に応じた生産の中で品質の向上に取り組むことで主産地としての地位を確保する。また、主食用米（うるち米）は、直売所への出荷や学校給食への取り組みなど販路を確保し安定取引の推進を図る。

（2）備蓄米

備蓄用米は、市内では生産されておらず、今後の需要動向を踏まえ必要に応じて導入を検討する

（3）非主食用米

ア 飼料用米

飼料用米は、昨年度2件の作付農家があり、令和5年度もさらなる作付けが見込まれる作物であるため、飼料用米の補助についての周知を行い、耕作放棄地の減少に努める。

イ 米粉用米

米粉用米は、昨年度2件の作付農家があり、令和5年度もさらなる作付けが見込まれる作物であるため、米粉用米の補助についての周知を行い、耕作放棄地の減少に努める。また、市内外の実需者との連携を行い、結びつきを強化し、需要に沿った生産を図る。

ウ 新市場開拓用米

新市場開拓用米は、昨年度81軒の作付農家があり、令和5年度においてもさらなる作付が見込まれる作物である。農業協同組合等関係機関と連携を行い、数量・対象農家を把握し、支援を行っていく必要がある。

エ WCS用稲

WCS用稲は、市内では生産されておらず、今後の需要動向を踏まえ必要に応じて導入を検討する。

オ 加工用米

加工用米は、実需者との結びつきを強化し、需要に沿った生産を図る。

（4）麦、大豆、飼料作物

黒大豆については、さらなる需要も見込まれるという現状から、山田錦をはじめとする酒米の減産により生じる休耕田を転作へと誘導する。

また、黒大豆を三木市の生産者が導入してから10年以上が経過しているため、ほ場の地力低下が懸念される。その対策として、土壌診断に基づく土壌改良が必要である。

さらに酒米と比較し作業時間が多大であることから、従来より実施している黒大豆の団地化を継続して推進する。

また、ブロックローテーションを継続し、目標年度においても作付面積の維持・拡

大を図る。

麦については、市内業者との契約栽培を推進するほか、今後の需要動向を踏まえた生産の振興を図る。

飼料用作物については、今後の需要動向を踏まえ生産の振興を図る。

(5) そば、なたね

そば、なたねは今後の需要動向を踏まえ生産の振興を図る。

(6) 地力増進作物

地力増進作物は今後の作付動向等を踏まえ振興を図る。

(7) 高収益作物

「えだまめ（黒大豆）」「いちご」「キク」「レタス」「なす」は重点振興作物に位置づけ、酒造好適米及び主食用米に代わる転換作物として生産を振興するとともに、生産面積の拡大を図る。また、令和5年度から三木・別所地区産の「たまねぎ」を新たに重点振興作物に位置づけ、学校給食への供給拡大を目指し、転換作物として生産を振興する。三木市では、えだまめ（黒大豆）の沿道販売が例年の風物詩となっており、市内外から多くの方が、購入に訪れる。このように、えだまめ（黒大豆）についてもさらなる情報発信を行い、需要を拡大していく必要がある。

また、その他野菜や花木、果樹についても生産の振興を図る。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和5年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	1,736		1,804		1,800	
備蓄米						
飼料用米	20		18		18	
米粉用米	2		2		3	
新市場開拓用米	55		54		54	
WCS用稲						
加工用米	1		1		1	
麦	2	2	2	2	2	2
大豆	2		3		3	
飼料作物	2		2		2	
・子実用とうもろこし						
そば						
なたね						
地力増進作物	1					
高収益作物	212		221		226	
・野菜	128		131		132	
・花き・花木	12		13		14	
・果樹	14		16		17	
・その他の高収益作物	58		61		63	
その他						
畑地化						

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	用途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	黒大豆	担い手加算	面積拡大	（令和4年度）9.6ha	（令和5年度）12.8 ha
2	えだまめ（黒大豆）・いちご・キク	重点振興作物	面積拡大	（令和4年度）9.8ha	（令和5年度）12.0 ha
3	レタス・なす	重点振興作物	面積拡大	（令和4年度）0.8ha	（令和5年度）3.0 ha
4	一般作物（整理番号2、3の対象作物を除く）※地力増進・景観形成作物も除く	基本助成（一般作物）	面積拡大	（令和4年度）25.4ha	（令和5年度）26.0 ha
5	麦	二毛作助成（麦） （二毛作）	面積拡大	（令和4年度）1.9ha	（令和5年度）2.3 ha
6	たまねぎ	重点振興作物	面積拡大	（令和4年度）3.1ha	（令和5年度）4.1 ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:兵庫県

協議会名:三木市農業活性化協議会

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	担い手加算	1	35,000	黒大豆	担い手が2ヘクタール以上の連担団地を構成すること
2	重点振興作物	1	23,000	えだまめ(黒大豆)・いちご・キク	作付面積に応じて支援
3	重点振興作物	1	23,000	レタス・なす	作付面積に応じて支援
4	基本助成(一般作物)	1	16,000	一般作物(整理番号2、3の対象作物を除く) ※地力増進・景観形成作物も除く	作付面積に応じて支援
5	二毛作助成(麦)(二毛作)	2	35,000	麦	作付面積に応じて支援
6	重点振興作物	1	23,000	たまねぎ	作付面積に応じて支援

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的な要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

別紙

8 産地交付金の活用方法の明細

1. 地域農業再生協議会名

三木市農業活性化協議会

2. 活用予定額の総括表

(単位:円)

協議会等名	配分枠 (A+B)		活用予定額
	当初配分 (A)	追加配分 (B)	
三木市農業活性化協議会	11,038,000	11,038,000	11,035,000

(注)追加配分が未定の段階にあつては、該当箇所を空欄により作成することとします。

3. 活用方法

配分枠

11,038,000円

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価① (円/10a)	面積 (a単位)※3													合計 ② ※5	所要額 ①×② (円)			
				戦略作物							新市場開拓用米	そば	なたね	地力増進作物	高収益作物				その他		
				麦	大豆	飼料作物	米粉用米	飼料用米	WCS用稲	加工用米					野菜	花き・花木				果樹	その他の高収益作物
1	担い手加算	1	35,000																1,013	1,013	3,545,500
2	重点振興作物	1	23,000											714	273					987	2,270,100
3	重点振興作物	1	23,000											88						88	202,400
4	基本助成(一般作物)	1	16,000											1,898	77	126	25	1		2,127	3,403,200
5	二毛作助成(麦)(二毛作)	2	35,000	191																191	668,500
6	重点振興作物	1	23,000											411						411	945,300
合計(基幹)※4			実面積											3,111	350	126	25	1,014	4,626		※6
合計(二毛作)※4			実面積	191															191		11,035,000

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 「面積」は、当初配分により支援を行う用途について記入し、追加配分により支援を行う用途については、追加配分額が未定の段階にあつては空欄としてください。

※4 「合計(基幹)の実面積」は、基幹作を対象とした設定の実面積を記入し、「合計(二毛作)の実面積」は、二毛作を対象とした設定の実面積を記入してください。

また、「合計②」欄は、基幹作、二毛作それぞれの実面積の合計を記入してください。

※5 ②の合計は、各用途の合計面積を記入してください。

※6 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。

(注)用途ごとに「産地交付金の活用方法の明細(個票)」を添付してください。

4. 追加配分等を受けた場合の調整方法

(1) 次の優先順位で単価を調整する

- ① 整理番号2, 3について、取組面積に応じて+4,000円を上限に1000円単位で単価を調整する。
- ② 整理番号4について、取組面積に応じて+4,000円を上限に1000円単位で単価を調整する。

(2) 減額調整時は、減少額に応じて調整する。

5. 所要額が配分枠を超過した場合の調整方法

① 整理番号1, 2, 3, 5については、計画単価どおりとし、整理番号4について、次の単価調整係数(小数第4位以下切り捨て)を用いて、1000円単位で交付単価を減額する。

単価調整係数 = (配分枠 - 「整理番号1, 2, 3, 5」の実績額) / (「整理番号4」の計画単価による所要額の合計)

6. 高収益作物について

小豆、山椒、黒大豆